

交通安全のポイント

令和6年3月9日
福島県警察本部

1 人身交通事故発生状況（3月8日現在の概数） ※（ ）は前年同期比

発生件数	死者数	高齢者	けが人数
502件 (-33件)	11人 (+1人)	8人 (+5人)	575人 (-45人)

※上記数字には、3月8日に郡山市で発生した交通事故の死者数は含まれておりません。

2 死亡ひき逃げ事件の発生と被疑者の逮捕について

令和6年3月8日午後6時26分頃、郡山市日和田町地内の県道において、30歳代の男性が運転する普通車が70歳代の高齢歩行者と衝突し、**歩行者が亡くなる交通死亡事故が発生**しました。

普通車を運転していた30歳代の運転手については、被害者の救護や警察への通報等を怠ったとして、3月9日、郡山北警察署で逮捕しています。

3 交通安全のアドバイス

★運転する全ての方へ★

- (1) 運転する時は、運転に集中しましょう。
自動車（バイクを含む）は便利な移動手段ですが、運転する人が一瞬でも気を緩めた瞬間、「走る凶器」になります。

自動車を運転するときは、

- ① ゆとりある運転計画を立てる
- ② 全席でシートベルトを締める
- ③ 運転中は運転に全集中！前方左右、後方の安全確認を徹底する

といった、基本的なことを徹底し、交通事故を防止しましょう。



- (2) 万が一、交通事故が発生した場合は、

- ① 直ちに車両の運転を停止する
- ② けが人の確認と適切な応急救護
- ③ 道路における危険を防止する措置をとる（二次事故の防止措置）
- ④ 救急車・警察へ通報する



を厳守してください。

交通事故は「過失（間違い）」ですが、現場から逃げるのは「故意（わざと）」ととられ、刑罰が重くなります。

※過失運転致死傷（自動車の運転により、人を死傷した場合）

刑罰：7年以下の懲役若しくは禁固又は100万円以下の罰金

※救護義務違反（いわゆる「ひき逃げ」）

刑罰：10年以下の懲役若しくは禁固又は100万円以下の罰金（最大）



★歩行者の皆さんへ★

- 道路を横断する際は、無理な横断をしないこと、近くに横断歩道がある場合は、必ず横断歩道を渡ること、横断する際には手をあげるなどして横断する意思を明確に運転手に伝えましょう。

- 運転手から歩行者は、思った以上に見えていません！

日の出日の入り前後や夜間に外出する際は、懐中電灯や夜光反射材などを活用し、自分の存在をアピールしましょう。

